Ⅲ 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準

- 4 再検料 480円
 - (1)及び(2) (略)
- 5 整復料、固定料、施療料及び後療料 骨折等における整復料、固定料、施療料及び後療料は、次の区分のとおり とする。

改正後

	部	位	整復(固定・ 施療)料	後療料	備考		
	大 腿	骨	13,800円		1 関節骨折又は脱臼骨		
	上腕骨・	下腿骨	13, 800		折は、骨折の部に準ず		
	鎖	骨	6, 240		る。 2 関節近接部位の骨折		
	前 腕	i 骨	13,800		により生じた拘縮が 2		
骨折	肋	骨	6, 240		関節以上に及ぶ場合		
が (整復料)	手根骨・見中手骨・見指(手・見	中足骨·	6, 240	980円	で、かつ、一定期間 (3週間)経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して1,310円とする。3後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職場復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。		
一元	骨	盤	11,040		1 関節近接部位の骨折		
全	胸骨・肋骨・鎖骨		4, 560		により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合		
不全骨折	大 腿	骨	11,040		で、かつ、一定期間		
固	下腿骨•_ 前腕骨•		8, 400	<u>830</u>	(3 週間) 経過した場		

Ⅲ 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準

- 4 再検料 375円
- (1)及び(2) (略)
- 5 整復料、固定料、施療料及び後療料 骨折等における整復料、固定料、施療料及び後療料は、次の区分のとおり とする。

改正前

部 位		整復(固定・ 施療)料	後療料	備考				
	大	腿骨	13,800 円		1 関節骨折又は脱臼骨			
	上腕骨	・下腿骨	13, 800		折は、骨折の部に準ず る。			
	鎖	骨	6, 240		2 関節近接部位の骨折			
	前	腕 骨	13, 800		により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合 で、かつ、一定期間			
骨折(整復料)	肋	骨	6, 240					
	中手骨・ 指(手・		6, 240	970円	(3 週間) 経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して1,020円とする。			
不	骨	盤	11, 040		関節近接部位の骨折 により生じた拘縮が 2			
不全骨折	胸骨・肺	力骨・鎖骨	4, 560		関節以上に及ぶ場合			
行	大	腿骨	11, 040		で、かつ、一定期間			
固	下腿骨・上腕骨・ 前腕骨・膝蓋骨		8, 400	<u>820</u>	(3 週間) 経過した場			

定料)	手根骨・足根骨・ 中手骨・中足骨・ 指(手・足)骨	4, 320		合の料金は、算定部位 を変更せず一括して 1,150円とする。 2 後療時に、関節可動 域・筋力の評価を行 い、早期職場復帰に向 けた経過及び所見を施 術録に記載する。		定料)	手根骨・足根 中手骨・中足 指(手・足)	骨•	4, 320		合の料金は、算定部位 を変更せず一括して 1,150円とする。
	股 関 節	10,800		1 脱臼の際、不全骨折			股 関	節	10,800		脱臼の際、不全骨折
脱臼	肩 関 節	9, 480		を伴った場合は、脱臼 の部に準ずる。		脱臼	肩 関	節	9, 480	820	を伴った場合は、脱臼 の部に準ずる。
	肘関節·膝関節	4, 320		2 後療時に、関節可動			肘関節・膝	関節	4, 320		の部に毕りる。
整	顎 関 節	2, 760	830	域・筋力の評価を行		(整復料)	顎 関	節	2, 760		
(整復料)	手関節・足関節・ 指(手・足)関節	4, 320	-	い、早期職場復帰に向 けた経過及び所見を施 術録に記載する。		_	手関節・足関 指(手・足)		4, 320		
打撲及び捻挫(施療料)	打 撲 • 捻 挫	910	615	1 不全脱のの 一年では、 一年では、 一年でいた。 一年でいた。 一年でいた。 一年でいた。 一年でいた。 一年でいた。 一年でいた。 一年でいた。 一年でいた。 一年でいた。 一年では、 一年		打撲及び捻挫(施療料)	打撲·拾	\$ 挫	910	615	1 不全脱臼は、旅、

備考 (略)

(別紙) (略)

7 運動療法料 1回につき 370円

<u>運動機能の回復を目的とした各種運動</u>を行った場合に算定できるものと し、その算定方法は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 部位、回数に関係なく1日370円とし、20分程度運動療法を行うこと。

11 特別措置料金

整復等の施術上、特別に材料を必要とした場合は、特別措置料金として、次の額が算定できる。

区	分	特別材料費	包带交換料	合	計
骨折・不全情	折・脱臼	1,620円	720 円		2,340 円
捻挫・打撲		970 円	360 円		1,330円

(1) 特別材料費は、1 負傷部位について 1回算定できる。

<u>なお、骨折、不全骨折又は脱臼について、特別材料の交換が必要となっ</u>た場合は、2回まで特別材料費として算定できる。

(2) (略)

Ⅳ はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準

- 3 施術料金
 - (1) (略)
 - (2) 往療料 2,760円
 - ① 往療距離が<u>片道 4 キロメートルを超えた場合は、3,240 円</u>を加算する。

備考 (略)

(別紙) (略)

7 運動療法料 1回につき 360円

傷病者の負傷部位を固定後、固定患部の機能回復を目的とし、各種運動器 具を使用して運動療法を行った場合に算定できるものとし、その算定方法 は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) <u>1 日における運動療法料は、</u>部位、回数に関係なく 1 日 <u>360 円</u>とし、<u>20</u> 分以上運動療法を行うこと。
- 11 特別措置料金

整復等の施術上、特別に材料を必要とした場合は、特別措置料金として、次の額が算定できる。

区	分	特別材料費	包带交換料	合	計
骨折・不全骨折・脱臼		1,620円	720 円	2,340円	
捻挫・打撲		970 円	360 円		1,330円

(1) 特別材料費は、1 負傷部位について<u>整復(固定・施療)を行う際に特別</u> 材料(金属副子等)を必要とし、これを使用した場合に 1 回に限り算定で きる。

(2) (略)

Ⅳ はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準

- 3 施術料金
 - (1) (略)
 - (2) 往療料 2,160 円
 - ① 往療距離が<u>片道 2 キロメートルを超え 8 キロメートルまでの場合については、2 キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に 920 円を</u>加算し、片道 8 キロメートルを超えた場合については、一律 2,760 円を

- ② 夜間往療については、所定金額の 100 分の 100 に相当する金額を加算する。
- ③ (略)
- (3) 施術料
- はり・きゅう
 - a 1 術の場合 1 日 1 回限り 2,930 円
 - b 2術(はり・きゅう併用)の場合 1日1回限り 4,040円
 - <u>c</u> 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
- ② マッサージ
 - a マッサージを行った場合 1日1回限り <u>2,930円</u> 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合繊マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等)) を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
 - b (略)
 - c 変形徒手矯正術を行った場合 1 肢につき 780 円
- ③ はり又はきゅうとマッサージの併用の場合 1日1回限り 4,040円 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサ ージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行っ た場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。

加算する。

- ② 夜間往療については所定金額<u>(①による加算金額を含む。)</u>の 100 分の 100 に相当する金額を加算する。
- ③ (略)
- (3) 施術料
 - はり・きゅう
 - a 1 術の場合 1 日 1 回限り 2,640 円
 - b 2術(はり・きゅう併用)の場合 1日1回限り 3,970円
 - __ 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
 - ② マッサージ
 - a マッサージを行った場合 1日1回限り <u>2,640円</u> 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合繊マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等)) を行った場合には<u>、</u>所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
 - b (略)
 - c 変形徒手矯正術を行った場合 1 肢につき <u>575 円</u>
- ③ はり又はきゅうとマッサージの併用の場合 1日1回限り <u>3,970円</u> 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサ ージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行っ た場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。